

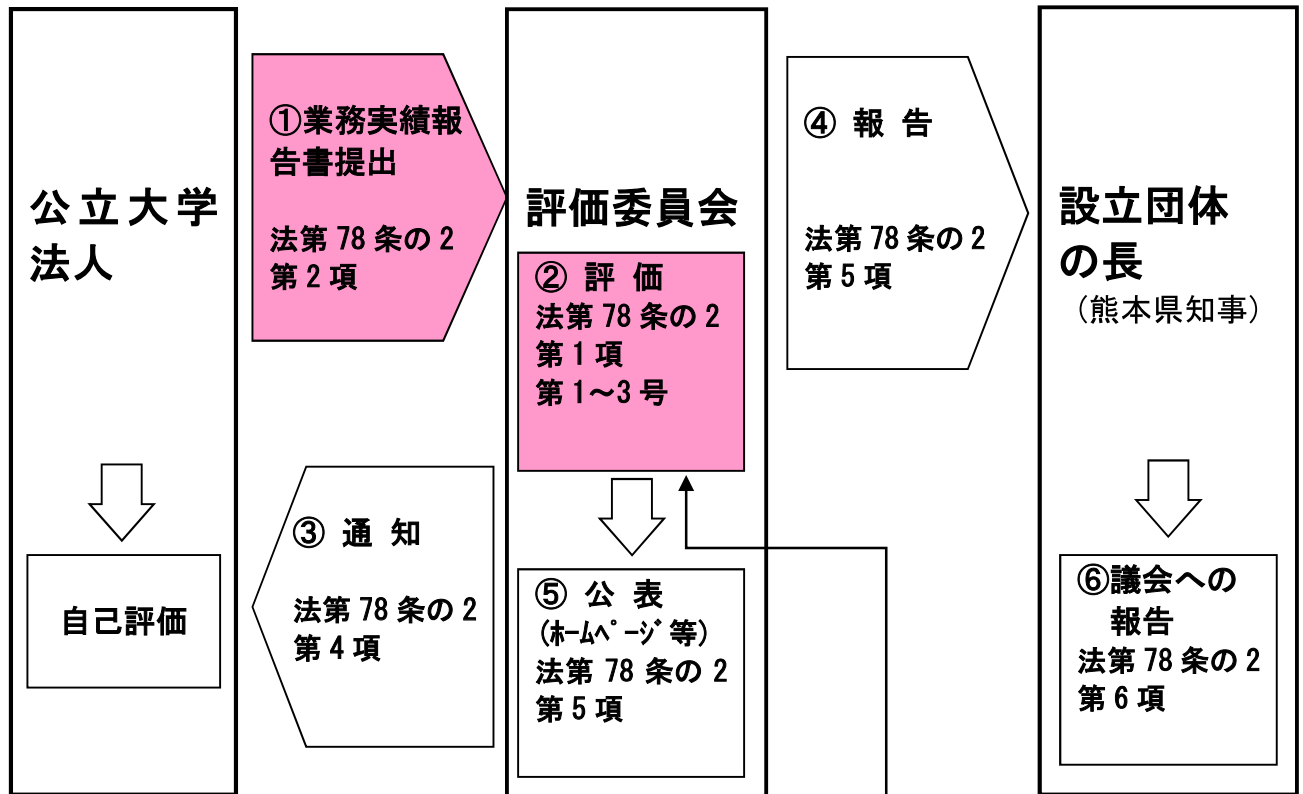
中期目標期間に係る業務実績評価（中間評価）の概要

1 趣 旨

公立大学法人熊本県立大学は、地方独立行政法人法（以下「法」という。）第 78 条の 2 第 1 項第 1～3 号の規定により事業年度における業務の実績について評価委員会の評価を受ける必要があり、今回、当評価委員会に第 3 期中期目標期間の中間評価に係る業務実績報告書が提出されました。

評価委員会は、法人が行う業務の公共性及び業務運営の透明性の確保を図るために、提出があつた業務実績報告書を基に当該中期目標期間の中間評価に係る業務の実績について評価を行い、その結果を通知、報告、公表することとされています。

2 手続に係るイメージ図



<評価の方法>

- ・法人が提出する業務実績報告書等を基に「項目別評価」と「全体評価」により評価

【項目別評価】

- ・大項目ごとに 1 から 4 の 4 段階「中期計画の最小項目ごとの実施状況について、1 から 4 の 4 段階で中期目標・中期計画の達成状況を評価
- ・「大学の教育研究等の質の向上」については、中項目ごとに、その特性に配慮し、事業の外形的、客観的な進捗状況等の確認により評価

【全体評価】

- ・項目別評価を踏まえ、中期目標・中期計画の達成状況を総合的な評価